

# 醍醐本諸寺緣起所收「元興寺緣起」に就いて(下)

文學博士 喜田貞吉

## 五 建通寺塔の露盤銘といふもの

所謂伽藍緣起の偽作にして、牽強附會の甚しき

こと右述ぶる如くであるが、更に其の終りに附けてある建通寺塔の露盤銘と、元興寺丈六佛像光銘とに就て觀察するに、是は必ずしも緣起偽作者の捏造とのみは考へられぬ點がある。或は本來別物が錯簡して所謂伽藍緣起並流記資財帳の中に入り込んだのだといふ見方もあるかも知れぬ。併し自分はやはり是も右の緣起の偽作者が在來存した此の二個の銘文を其の中に取り加へたものと解するを至當と考へる。併しながら、よしや其れが孰れであるにしても、もと／＼此の二つの銘文は共に

決して當時のものでなく、後世天壽國曼陀羅など古い時代の銘文を見て、それに模して偽作したものであることは疑を容ないのである。

先づ所謂露盤銘なるものを見るに、其の初に「難波天皇之世辛亥年正月五日授塔露盤銘」とある。拾遺記引く所亦此の通りで、古くからさうあつたものと見えるが、それでは一向意味を爲さぬ。是は必ず後からの記述の文で、或は竹島氏の解せられる如く、露盤銘とは全く關係のない別の物であるかも知れぬ。そこで暫く銘の本文は「大和國」以下であるとして、さて其の冒頭の、

大和國天皇斯歸斯麻宮治天<sub>ハハ</sub>下<sub>ハ</sub>名阿米久爾意斯<sub>ハ</sub>  
波羅岐比里爾波(乃)彌已等。<sub>ハ</sub>

といふ書き方からして問題がある。蓋し是れ當時の文としては他に例を見ぬ所で、暫く其の「大和」は「大倭」の誤寫であるとしても、「大倭國天皇」の稱が穩でない。それが百濟記や百濟新選などの文にならばとにかく、我が國に於て當時斯の如き稱號を、天皇の御名の上に冠するといふことは到底あるまじきことである。次に、

百濟國正明王上啓

とある「正」は拾遺記に「名」とあつて、「名は明王」と讀むべきものであらうが、其の上啓を、

天皇並大臣聞食之

とある「食」の字もいかゞと思ふ。天壽國曼陀羅銘には「天皇聞之」とあつて、「食」字を用ひて居らぬ。次に推古天皇の宮號を、

佐久羅草等由良宮。

とあることは、到底あるまじきところで、無論古く他に其の例あることを知らぬ。もつとも右の醍

醐本緣起の本文には、頻りに此の稱を繰り返して居るが、是は無論此の銘文に倣つたものとして、證據となすには足りないのである。言ふまでもなく櫻井と豊浦とは場所が違ふ。天皇の御宮は豊浦の地にあつて、日本紀には單に之を豊浦宮とある。又稱徳天皇晩年の頃の童謠に、

葛城寺の前なるや、豊浦の寺の西なるや、櫻井に白玉しづくや。

とあつて、櫻井は豊浦の寺の西に當るのである。こゝにあつた建興寺は初め櫻井寺と云ひ、後に豊浦に移つて豊浦寺と云つた、元慶六年の訴訟判決の文にも、

宗我稻目以家爲佛殿、天皇賜其代地。遂相移易施入皇宮。

とある。此の文稍不明の嫌あれども、結局は推古天皇が其の皇宮豊浦宮を此の寺に施入せられたといふ事で、それで櫻井寺が豊浦寺と改まつたとい

ふのであるに相違ない。櫻井寺と云ひ、豊浦寺といふ、共に其の所在の地名を取りて名付けたものである以上、兩者同一地ならんには、斯く前後に其の名を改める必要はない筈ではなからうか。蓋し此の銘文の僞作者は、櫻井寺と豊浦寺と兩者同一といふことから、なほ飛鳥の淨見原といふ様に、櫻井を大名、豊浦を其の中の小名と解して、其の兩者を重ねて櫻井豊浦宮といふ稱を案出したものであらう。併しそれは必ずしも此の銘文作者の創意ではなく、寺に於て既に櫻井寺即ち豊浦寺、即ち元興寺だといふ説を生じて居たが爲に、寺で何時とはなしに用ひて居た名稱であつたのかも知れぬ。次に言ふ丈六佛銘には之を「楷井等由羅宮」に作り、其の「楷井」に「スルキ」と傍訓してあるが、是ももと「櫻井」とあつたのを「楷井」に誤り更に其の「楷」を「摺」と誤認して、「スルキ」と讀んだのであらう。

次に此の露盤銘には、寺の名を建通寺といふとあるが、而も其の着手は崇峻天皇元年、其の落成は推古天皇四年十一月だといふのであるから、正に日本紀にいふ法興寺に相當するものであるに相違ない。然るにそれを法興寺と云つて居らぬ所に當時のものとしては許すべからざる破綻がある。

法興の號は當時年號にまで用ひられて、少くともそれは推古天皇の御代の二十九年、即ち法興元年三十一一年までは繼續使用せられた證據がある。殊に其の寺が平城新京に遷されたといふ養老二年の翌々年に奏上された勅選の日本紀には、十一箇所までも其の寺名が繰り返されて、寺名としては殆んど他に例なき程にも當時に於て著名であつたのである。然るにも拘らず斯く著名であつた法興寺の名が、其の當時の銘文に於て、——或は孝徳天皇辛亥<sup>〇</sup>白<sup>二</sup>の年に授けられたのであつたとしても、其の頃「法興寺」の名が頻りに日本紀に繰り返さ

れて居る時代に於て、——全く歌はれずして、別の「建通寺」といふ、他の古書○日本紀略、扶桑略記、伊呂波字類抄、其の他平安朝以前の信すべきすべてのものをはじめ、鎌倉時代の元亨釋書などまでに毫も見えて居ない名を用ひて居るといふ事は、第一の不審でなくて何であらう。又其の法興寺の起原は、大臣馬子が守屋討伐の際に起した誓願に基づくもので、それは日本紀の記事疑ふべからざるのみならず、後までも佛教史家によつて一般に信せられて居たところであつた。されば平安朝末の扶桑略記には、更に明白に

蘇我大臣馬子宿彌、依ニ合戰願ヲ、於ニ飛鳥地ニ建ニ法興寺ト。  
と云ひ、又鎌倉末期の元亨釋書にも、

蘇馬子營ニ法興寺ヲ、酬ニ澁河役誓也。

と云つて居るのである。然るに此の建通寺なる、其の實法興寺露盤銘には、佛教の傳來、造塔の功德、工人の名前までもことごとくしく書き並べてあるに拘らず、少しも此の大切なる寺の因縁を書い

て無い。斯かる長文の金石銘に於て、一言其の最も重要な點に及ばぬといふ事がどうしてあり得やうや。是れ蓋し後世法興寺なる寺名が忘れられたるに於て、建通寺なる他の寺院を元興寺に併合し、若くは空想の法師寺たる建通寺なるものを案出し、それを飛鳥寺として傳ふるものに附會した爲ではなからうか。

此の銘文には又、

戊申始請ニ百濟寺名昌王法師一、及法師等、坂遣上釋令  
照律師、惠聰法師、饒盤師將德自味淳……

とあつて、以下日本紀崇峻天皇元年百濟王貢獻の寺工以下の名を列擧してあるが、意味極めて不明瞭である。是れ當時の銘文としては到底あるべからざるところで、蓋しもど何かの古傳に、戊申年始めて百濟國名は昌王が、法師及び諸佛工等を貢したとの事の記文のあつたのを誤り傳へて、其の「法師」の二字を上へつゞけ、「國」字を「寺」と

誤つて、百濟寺の昌王法師といふ僧名となしたの  
であるに相違ない。當時の百濟王は威徳王で、本  
名は「昌」であつたのだ。

要するに此銘文は、元興寺が衰頽して其の古傳  
が寺に失はれた後の僞作である事は疑を容れない  
のである。

## 六 元興寺の丈六佛光背銘といふもの

次の丈六佛光銘といふものも、亦前者露盤銘と  
其の類を同じうするものである。其の推古天皇の  
皇宮を楷井〇櫻等由羅宮と云つて居る事に就い  
ては右に述べた通り。其の冒頭に欽明天皇の御事  
を、「天皇名廣庭、在斯歸斯麻宮時」とあるも當  
時の書き方ではない。又用明天皇の御妹にます推  
古天皇の御事を、「妹公主、名止與彌舉寄斯岐移比  
彌天皇」とあるのも妥當でない。勿論「公主」とい  
ふ文字の用例は古くからあつたとしても、既に現

に天皇にてまします御方を、當時にあつて公主と  
は申すまじき事である。是れ蓋し法王帝説に、「庶  
妹名ハ孔部間人公主」などある用例から思ひつい  
た事であらうが、是は孔部間人女王といふべき場  
合で、右の用例には適當しないのである。殊に此  
の銘文には元興寺建立の事を記し、之に關係した  
人々の名前や、造佛に就いての高麗王の獻金、隋  
國使の奉仕の日附をまで詳しく列擧しながら、其  
の寺建立の年や鳥佛師が造佛の工であつた事を  
書いてない。是は此の長たらしき銘文としては不  
似合千萬の次第である。なほ光銘の末段、極り文  
句の祈願の文の次に、

歲次戊辰〇推古天  
皇十六年大隋國使主鴻鸕寺掌客裴世清、使副

尙書祠部主事遍光高等來奉之。明年己巳四月八日甲  
辰畢竟、坐於元興寺。

とあつて、推古天皇十四年此の像落成安置の日本  
紀の記事に合はぬ。或は日本紀の十四年を誤りと

するの見方もあるかは知らぬが、十三年既に鍍金用の黄金を奉つた程の此の佛像の工事に就いて、十六年八月入京の隋客が之に奉仕し、而も其の隋客が翌九月歸國した後七ヶ月を経た十七年四月八日に至つて、始めて作り畢へて元興寺に坐<sup>す</sup>ゑたといふは事實らしくもない。そこで從來人或は此の文は光銘以外のものとし、竹島氏も亦それに従つて、「實切の銘文は『速成正覺』まで、あつて、『歲次戊辰』以下『坐元興寺』までの五十字は、

後に誰れか史實を追記したものを、元興寺緣起の筆者が、銘文として載録したのではないかと疑問がある。」と云つて居られる。併し此の疑は、

一方に日本紀に於て推古天皇十四年四月に佛像造り竟り之を金堂に坐<sup>ゑ</sup>たといふ史實を知つて居るが爲であつて、其の事だに念頭に置かなかつたらば、銘文の體としては、祈願文の次に奉仕者の名を記する方が普通の例である。現に法隆寺釋迦

佛銘にも、又天壽國曼陀羅銘にも、はた前記の建通寺露盤銘といふものまでにも、祈願文の次に其の工事關係者の名前を列記してあるではないか。蓋し此の銘文の僞作者は、此の丈六佛作者の鳥佛師であることを知らなかつた爲に、折柄渡來の隋使の名を引き出して、一方には此の靈像に勿體味を添え、一方には是に由つて造像銘の體を整へたと解すべきものであらう。

因に云、此銘文には他に何等所傳のない隋の副使の名を出したり高麗王貢獻の黄金の數を日本紀と違へて見たり。種々の小刀細工を施してある。是は緣起に馬子が播磨から招いた還俗僧惠便の事を、僧惠便及び尼法明の二人とてあると同一筆法の惡戯に適さない。

人或は此所謂露盤銘や丈六光銘の假名が、天壽國曼陀羅や法王帝說用ふる所に似て、如何にも古めかしいので、之を當代のものだと信せんとする。併しこれはもとく是等の銘文の僞作者が、古代の銘文をお手本として作つたと解すれば何の

疑もない事で、それを以つて到底他の多くの馬脚を蔽ふことは出来ないのである。

## 七 醍醐本元興寺縁起偽作の年代

本書資財帳の次に、「符本國」云々を標記せる一文がある。東天竺生天子國長元王崇佛の事を書いたものらしく、今昔物語、聖武天皇始造元興寺語「言ふ所に似たらしいが、誤字誤寫多く讀み下し難い。次に慈俊法師の長寛三年私勘文があつて、それで元興寺縁起關係の文は終つて居る。

元興寺にももと古い縁起があつたには相違ない。併しそれは固より醍醐本のと違ふ。伊呂波字類抄に「寺家縁起云」として引用してある文の如きは、全く本書に見ぬ所である。又清範輯諸寺縁起集にも本元興寺縁起といふがあつて、是も別である。上宮太子拾遺紀引く所の本元興寺縁起、又は元興寺縁起といふもの、中にも、本書に見ぬ所の文が往々ある。而も其等の文に限つて、本書に毫も其の名を言はざる法興寺の寺名の現はれて

居るのは注意すべきところである。又最澄の顯戒論にも、元興寺縁起に佛教傳來を戊午の年だとして居ることを云つて、平安朝初既に縁起の存在を示して居るが、其の縁起に戊午年佛法傳來を云へる點に於ては、本書に於ても亦同一である。さればとてそれが爲に、本書が最澄當時のものでない事は言ふまでもない。然らば本書は果して何時の頃の偽作であらうか。

慈俊法師の長寛私勘文と稱するものを見るに、往々扶桑略記と共に本縁起中の文が收められて居るのである。然らば此の縁起は、少くも長寛以前のものだと言はねばならぬ次第である。所謂私勘文の奥書には、

自<sub>三</sub>和銅三年<sub>二</sub>至<sub>三</sub>應和元年<sub>一</sub>、後二百二十五年。元興寺  
三論宗安進大法師、遂作<sub>三</sub>廬講門。自<sub>三</sub>推古天王四年<sub>一</sub>、  
至<sub>三</sub>應和元年<sub>二</sub>、三百卅八年。自<sub>三</sub>應和元年<sub>一</sub>至<sub>三</sub>長寛三年<sub>一</sub>、  
一百廿年。合四百五十八年。准<sub>レ</sub>此、南寺佛滅後至<sub>三</sub>于

今年、百有餘年歟。

長寛三年夏四月廿一日 大法師慈俊勅記之

とある。長寛三年は六條天皇即位の永萬元年で、扶桑略記や伊呂波字類抄よりは稍後である。然るに扶桑略記はつとめて由緒ある寺院の縁起を收録する例になつて居るに拘らず、法興寺元興寺に就いては一向それがなく、無論此の縁起の存在を知つて居つたらしい形迹がない。思ふに當時既に元興寺の荒廢年久しく、古縁起も散逸して、著者皇圓の手に入らず、此の僞縁起もまだ出來て居なかつたか少くも世に流布して居なかつたものであらう。又伊呂波字類抄には、僅かながら本書とは違つた別の縁起を一部分抄録してあるのみで、無論本縁起に云ふが如き筋のことは見えて居らぬ。然らば先づ以て此の縁起僞作の年代は、右兩者以後、長寛以前と假定して然るべきものゝ如く解せられる。

尙更に右に長寛私勘文の與書を見るに、年數の計算を甚しく間違へて居ながらも、そこに此の寺衰滅の時代を知るべき一の暗示のあることに注意せねばならぬ。和銅三年より應和元年迄其實二百五十一年。然るに本書は之を二百二十五年と數へ、推古天皇四年より應和元年まで其の實三百六十五年。それを三百三十八年と數へ、應和元年より長寛三年まで二百四年。それを百二十年と數へ、通じて五百六十九年とあるべきを本書は四百五十八年と數へて居るのである。是は前記佛本傳來記なるものに、推古天皇二十一年より天安二年まで其の實二百四十六年を三百一年と誤算してあると同様で、蓋し元興寺には或るメチャクの年代記が傳はつて居たものかも知れぬ。それにしても佛本傳來記が三百一年の數を云ひ、此の私勘文に「南寺佛滅後至于今年百有餘年歟」と云つて居ることは、彼の太子の豫言なりといふ、三百年にし



て霜露衣を霑はずの句が、之を言はしめたのであるに相違ない。南寺とは元興寺のことである。元興寺の衰頹し廢滅した年代に就いては、確かな記録の之を傳へたものあるを知らないが、右の太子の豫言なるものは、いづれ衰頹荒廢の事實あつて後に言ひ出されたものであると考へられることによつて、此の寺草創後凡そ三百年を経た仁和寛平の頃に既に大いに衰へ、堀河天皇の御代即ち扶桑略記の著者皇圓在世の頃には、全く荒廢して居たものと解するを至當とする。前引「本朝最初南都

元興寺由來」には、崇峻天皇元年法興寺草創より正に三百年の仁和三年十二月晦日に、本元興寺残りなく地を拂つて焼亡し、奈良の元興寺も同日回綠の災に罹つたと云つて居るが、其の後共に再興して、本元興寺は治安三年藤原道長之に參詣し奈良元興寺も其の後なほ存在して居た。かくて更に草創五百年後に廢滅したといふのであらう。而し

て右の私勘文に、「南寺佛滅後百有餘年歟」とあるのによれば、慈俊の長寛の頃にはすでに二度目の荒廢の後多くの年を経過して居たものとして時代は適合する。慈俊法師は長寛當時を四百五十八年後と誤算したが爲に、南寺佛滅後百餘年歟と書いて置いたのであるが、實は五百八十九年で、二度目の荒廢後更に多くの年序を経たものであつた。而して此の伽藍縁起流記資財帳なるものは、該寺廢滅の皇圓の時代から、此の長寛に至るの間に偽作されたといふ假定説は實らしく解せられる。

當時豊浦寺なる建興寺も亦廢滅年久しく、其の由來が世に忘れられて居つたのであつたに相違ない。そこで縁起の偽作者は、元興寺を以て佛法元興の場といふことから、我が國に於ける寺院の最初なる因縁を有する此の建興寺を以て、是れ即ち元興寺の起原なりとなすの説を作り出すにも都合がよかつたのであらう。建興寺衰頹の事は既に元

慶六年の訴訟の際にも、仁壽四年の官府を引いて、  
 順年堂堂顔顔破、尊像暴露、綱維不不動、勾當有有懈、磬  
 臺鈴臺、其久斷斷眞演之聲、佛物僧物、還致致俗用之訟。

とある程で、其の後ますます甚しくなつた事は疑  
 を容れない。こゝに於てか緣起の僞作者は、該寺  
 の由來を誇張捏造して、之を元興寺と同一なりと  
 なし、特に推古天皇との因縁、其の田園財物等の  
 御寄附の事を高唱し、後世子孫其の他の人々、何  
 人たりとも之を犯すべからず、若し之を犯したも  
 のは必ず大災大羞を被るべしとの御誓言をくだ  
 くくくしく繰り返して、あはよくは朝廷貴紳の一顧  
 を求め、廢寺を再興せんと計つたものであつたと  
 察せられる。其の後果して元興寺は何時の時代に  
 か或る程度までは復興せられたらしい。拾遺記引

泉高父私記によれば、飛鳥の本元興寺は中頃甚し  
 く貧乏して、百濟傳來の彌勒の石佛を多武峯平等  
 院の檢校僧千滿に、巨多の價値を以て賣つたとあ

るが、其の後建長七年六月十七日、雷火の爲に炎上  
 して寺塔残り無く烏有に歸し、たゞ佛頭と手との  
 み残るとある。思ふに一旦稍再興して、ともかく  
 建長頃までは寺塔の觀を存して居たのであらう。  
 奈良の新元興寺も亦室町時代になほ存在し、後花  
 園天皇寶徳三年に燒失して、大塔のみは近く安政  
 六年是も雷火にかゝるまで、ともかくも幾分の舊  
 態を存して居たのであつた。或は右の僞緣起の宣  
 傳が物を言つたのであつたかも知れぬ。

#### 八 結語及餘談

之を要するに醍醐本諸寺緣起所收の元興寺伽藍  
 緣起並流記資財帳なるものは、恐らく平安朝末期  
 の僞作であつて、史實としては毫も取るに足らぬ  
 ものである。元興寺と法興寺とはもと別寺で、そ  
 れが奈良京移轉後合併した。故に後の記録には兩  
 者を混同して書いてあるものが多いが、向原寺即

ち豊浦寺を以て元興寺と同一視するといふことは寡聞未だ此の縁起一類のもの以外古書に於て之を見聞した事がない。其の言ふ所妄誕至極のものであるが、世人悉く歴史の知識を缺如した時代に於ては、是でも幾分世間を瞞着することが出来たのであつた。法興・元興兩寺が合併したといふことは、勿論養老靈龜の合寺獎勵の方針に基づいたもので、蓋し數寺の「財物を合併して」寺家の基礎を鞏固ならしめるといふ趣意に出でたものである。而して此の獎勵の際恰も新京に移轉した此の縁故深い二箇の寺が、相合併して財物を一にしたといふ事は、其の場合に取つて當然の成り行きであつたのだ。さればかの天平勝寶元年七月諸寺の墾田の數を定むるに當つて、日本總國分寺とも云ふべき東大寺の四千町は先づ別として、大安・藥師・興福等の諸大寺が各一千町、法隆・四天王・新藥師・崇福・建興等の諸大寺が各五百町たるに

過ぎざるに對して、ひとり此の元興寺のみが飛び離れて、二千町といふ多數の定額を認められたことは、たまく兩大寺合併の事實を裏書きするものと云つてよいのである。

於ては、是でも幾分世間を瞞着することが出来たのであつた。法興・元興兩寺が合併したといふことは、勿論養老靈龜の合寺獎勵の方針に基づいたもので、蓋し數寺の「財物を合併して」寺家の基礎を鞏固ならしめるといふ趣意に出でたものである。而して此の獎勵の際恰も新京に移轉した此の縁故深い二箇の寺が、相合併して財物を一にしたといふ事は、其の場合に取つて當然の成り行きであつたのだ。さればかの天平勝寶元年七月諸寺の墾田の數を定むるに當つて、日本總國分寺とも云ふべき東大寺の四千町は先づ別として、大安・藥師・興福等の諸大寺が各一千町、法隆・四天王・新藥師・崇福・建興等の諸大寺が各五百町たるに

豊浦寺は無論元興寺とは別寺である。貞觀五年に於て豊浦寺は、元興寺と共に十八大寺の中に列せられて居たのである。然るに其の豊浦寺もいつしか元興寺の末寺となつて居た。かくて後遂に元興寺に併合せられて、はては豊浦寺即ち元興寺だとの説を生ずるに至つたものであるかも知れぬ。此の同寺説は可なり世に信せられたものと見え、催馬樂譜入文に、

先づ豊浦寺の事、行裏抄を考ふるに、元興寺は飛鳥村西南久米寺へ行方にあり、豊浦村の内也。昔は四方に四門を建て、四つの額を掛たり。扁曰、東門には飛鳥寺、西門には葛城寺。一本には法興寺と誤れり南門には元興寺、北門には法滿寺と云。境内方二十二町餘。最初坊舍數十

先づ豊浦寺の事、行裏抄を考ふるに、元興寺は飛鳥村西南久米寺へ行方にあり、豊浦村の内也。昔は四方に四門を建て、四つの額を掛たり。扁曰、東門には飛鳥寺、西門には葛城寺。一本には法興寺と誤れり南門には元興寺、北門には法滿寺と云。境内方二十二町餘。最初坊舍數十

宇ありしごなり。今は僅に一間三間の瓦葺の御堂に、御丈一丈の釋迦佛の銅像一體、昔の餘波に残れり。云々。豊浦寺云是也ご見え云々。

とあつて、飛鳥の法興寺なる本元興寺を、是れ直ちに豊浦寺だと云つて居るのである。そして本來の法興寺の名の存在をまでも忘れてしまつて、別に葛城寺の名を標し、「一本に法興寺と誤れり」とまで斷り書きをする程にまでなつてしまつたのであつた。

かく元興寺は法興寺を合併し、豊浦寺をも一つに見たのみに満足せず、更に葛城寺をも同寺なりとするの説が唱へ出されたのであつた。葛城寺は蘇我氏の氏寺で、もと飛鳥なる豊浦寺の西南にあつた別寺である。而してそれが新京移轉後に、やはり新元興寺の西南に營まれた。かくて其の位置の近所にあつたのと、草創以來兩者亦頗る因縁が深かつたとの關係から、此の寺廢滅の後是も亦元興

寺に合併するに至つたのであらう。飛鳥なる本元興寺の西門に葛城寺の額が掲げられて居たといふと同じ様に、奈良元興寺でも亦同様であつたと言はれて居る。是は今も高野山内の諸寺院が、往々一寺にして數多の寺號を標示し、其の寺の住職は同時に同居の諸寺院の兼任職に任せられる例であると同じ様に、元興寺に於ても稍是に似た經過を取つて、併合した寺名を四門別々に標示して置いたものと解せられる。

此の意味に於て、門額の一に見える法滿寺も亦併合せられた寺院の一であつたかも知れぬ。所謂建通寺も或は亦同一經路によつて元興寺に併合せられた寺院中の一であつて、後つひには其の由來が忘れられて、豊浦尼寺なる元興寺に對して、別に法師寺の存在を想像しそれを法興寺に擬するの説が起つたのであつたかも知れぬ。

又和州舊蹟幽考によれば、元興寺の別名に大樂

寺といふのもあつたといふ。拾遺記には秘決といふ書を引いて東門に品満寺の額があつたとある。

又同書引泉高父私記には、之を品幡寺とあるが、是等は共に法満寺の轉訛であらう。

更に多武峯縁起によれば、植槻寺更名元興寺ともある。植槻寺の事は今昔物語や靈異記、伊呂波字類抄などに見えて、靈異記には奈良の右京によつたと云ひ、今昔物語には式下郡にあつたとあつて、其の所在さへも忘れられた程であつたから、いつしかそれを元興寺に附會するに至つたものであらう。

又伊呂波字類抄には、

法興寺、本元興寺事歟、中宮寺是也。

と云ひ、太子傳古今目錄抄には、

法興寺日鷗尼寺元興寺本也。

拾遺記には、

法興寺又名イカル尼寺

などあつて、斑鳩なる中宮尼寺をまでも法興寺に附會せんとして居るのである。

斯くの如きものは畢竟法興寺が早く元興寺に併合せられて其の名を失ひ、其の元興寺亦衰滅して、由來を忘れらるゝに至つたが爲に外ならぬ。併しながら豊浦寺即ち元興寺なるの珍説を提唱し、推古天皇二十一年生年一百歳といふ突飛な事をまでも主張した此の醍醐本偽縁起にも、流石に法興寺即元興寺だともでは附會し得なかつた。該書には元興寺なる豊浦尼寺、即ち建興寺に對するに、建通寺なる法師寺を假想して、之を日本紀・續日本紀に見ゆる法興寺に當て、而も法興の名を以て推古天皇の御稱號として、元興・建興・建通の三名稱を以て、永く世に流布せしめたとある所以のもの、もとゞ元興寺以外に法興寺の存在を認められたものでなくて何であらう。然るに其の別々の兩寺を併せて後の元興寺が出来た。隨つて併合以後

の多くの記録が兩者を混同するに至つたのは己むを得ない。而も其の中に於てひとり此の僞緣起が、兩者本來別寺なることを説いて居るのは、古緣起の説の到底否定し得ないものがあつた爲であらう。

× × ×

醍醐本諸寺緣起所收「元興寺」は僞書である。同寺草創の史料としては殆ど價値なきものである。而も之を信ずれば法興・元興本來別寺なることを認めねばならぬ結果となる。自分が明治四十五年初に發表した元興寺考證は、何等此の僞緣起による事なくして其の別寺たることを立證したものであつた。而してそれが偶然或る意味に於て本書の主張と一致して居るのである。然るに竹島氏が此の僞緣起によつて其の説に反對し、法興・元興同一なりとの舊説を支持せられたのは遂に其の何の謂たるを解するに苦しむ。